

第5次刈谷市地域福祉計画
成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画
(案)
【抜粋版】

この抜粋版は、本冊の概要を説明する資料として作成したものであるため、パブリックコメント手続による意見は、本冊の内容に基づき該当箇所等を示した上で行ってください。

1 第5次刈谷市地域福祉計画

(1) 計画策定の背景

本市では平成 26 年度に「刈谷市地域福祉計画」と「刈谷市社協地域福祉活動計画」を1つの計画として「第3次刈谷市地域福祉計画」を、令和元年度に「第4次刈谷市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。第4次計画期間中には、「地域福祉の意識づくり・担い手づくり」、「支え合いのしくみづくり」、「安心・安全な福祉のまちづくり」といった取組を進めてきました。

現在の社会では、「老老介護」、「8050 問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など様々な問題への対応が必要となっており、地域活性化を図りつつ、複合化・複雑化する福祉ニーズの変化に対応していくことが重要課題となっています。

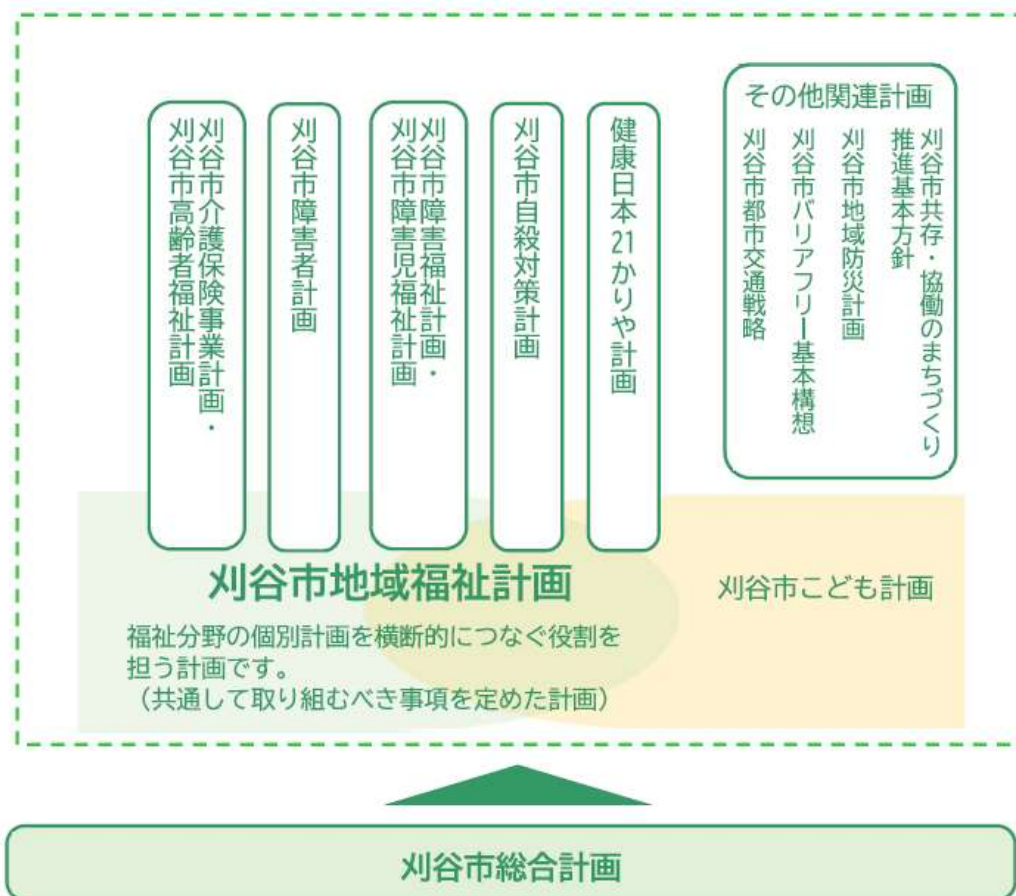
このような社会情勢のもと、平成 29 年社会福祉法の改正では、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、あわせて、地域福祉計画策定が努力義務化されました。さらに令和 2 年社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として新たに重層的支援体制整備事業が創設されるに至っています。

そこで、これまでの取組を振り返るとともに、近年の地域福祉に関する動向を踏まえながら、活動をさらに発展的に進め、かつ新たな課題への対応を行っていくため、第5次刈谷市地域福祉計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画を横断的につなぐ役割を担う計画として策定しました。また、防災、住生活、都市計画など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

なお、本計画は、「成年後見制度利用促進計画」ならびに「再犯防止推進計画」をあわせて策定しています。



(3) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

(4) 第5次計画策定にあたっての課題

市の現状、第4次計画の振り返り、市民意識調査、団体ヒアリング調査、住民参加型会議等を踏まえ、第5次計画を策定する上での課題を次のとおり整理しました。

- ①地域福祉に関する関心の喚起、福祉教育の充実
- ②ボランティア活動の活発化
- ③地域活動の担い手の確保
- ④地域住民のつながりづくり、地域の絆の再生
- ⑤地区社会福祉協議会及び福祉委員会活動についての周知と充実
- ⑥地域生活課題を抱える人を適切な支援につなぐ仕組みづくり
- ⑦様々な活動団体の連携促進
- ⑧地域防災力の強化
- ⑨包括的支援体制の構築

(5) 基本理念

参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち

近年の地域社会での、支え合い・助け合いの機能の低下や地域住民が抱える課題が複雑化・複合化している状況を踏まえ、地域福祉の意識を高めること、地域住民同士のつながり・絆を強めること、様々な主体による福祉サービスの充実を図ることが必要です。

こうした取組を通して、地域住民が住み慣れた地域で一個人として尊重され、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う『地域共生社会』の実現を目指します。

これは、第1次刈谷市地域福祉計画からの理念を継承するとともに、第8次刈谷市総合計画の柱の一つとして基本方針で掲げられた、「支えあい誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を図るものです。

(6) 基本目標

基本目標1 福祉の心の醸成 一人づくりー

「地域福祉」に関する福祉教育の充実を図ることで、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育み、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む存在となります。それは同時に、地域活動の担い手の確保にもつながります。

基本目標2 地域福祉活動の推進 ー地域づくりー

つながりづくりの第一歩として、地域住民相互の「顔の見える関係」づくりを進め、隣近所のちょっとした異変や課題を早期に発見できるネットワークを構築するとともに、地区福祉委員会の活動の支援や見守り活動の推進、地域住民が交流できる場の充実による地域コミュニティの活性化を図ります。

また、「誰一人取り残さない防災」を目指し、災害への備えに取り組むとともに、防犯、交通安全にも取り組み、地域住民が安心して生活できる環境づくりに努めます。そして、地域生活課題の解決力と地域力の強化を図るため、住民、自治会などの地域団体、ボランティア団体・NPO法人などとの連携・協働を推進します。

地域生活課題に対応するためには、分野を問わない包括的な相談・支援の仕組みづくりが必要です。そのため、市や社会福祉協議会、各支援機関がお互いの果たす役割を理解し、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言などを行う包括的な支援体制の整備に努め、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

また、ニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、それらのサービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いた効果的な情報発信の充実を図ります。そして、移動手段の充実、施設や道路の整備など、生活環境の向上に注視した誰もが住みやすい都市環境づくりを進めます。

(7) 計画の体系



(8) 施策の展開

基本目標1 福祉の心の醸成 —一人づくり—

施策の方向1 福祉教育の充実

地域福祉への関心を喚起するため、学校教育における福祉教育の充実はもとより、生涯学習における福祉教育の充実を図り、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育みます。

施策の方向 2 地域福祉活動の担い手の育成

地域福祉に関する福祉教育の充実を図り、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む人材の育成を行います。さらに、地域福祉活動へ気軽に参加できる機会を提供し、活動に必要となる知識・技術の習得に向けた支援を行うことで担い手の確保に努めます。また、地域福祉活動の効率化のための支援などを行い活動の活性化を図ります。

施策の方向 3 ボランティアの育成・支援

ボランティア活動への関心を高めるため、気軽に参加できる機会を提供するとともに、ホームページやSNSなどを活用して、活動に関する情報提供を行います。また、ボランティア団体と企業や自治会など多様な主体が効果的に連携できるよう、コーディネート機能のレベルアップを図るなど、さらなる支援を行います。

【成果指標】

指標項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
地域での助け合いに関心のある人が多いと思う割合（そう思う＋まあまあそう思う）	一般市民 意識調査	—	18.8%	23.0%
福祉を学んだことによる意識の変化（「変わった」と回答した者の割合）	若年者 意識調査	72.8%	74.4%	75.0%
ボランティア活動への参加割合（参加している）	一般市民 意識調査	10.5%	10.1%	13.0%

【年度目標】

項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
福祉実践教室によって関心が高まった生徒の割合	受講者 アンケート	68%	68%	80%
ボッチャを通じた福祉や障害の理解の啓発	実施回数	20 回 (H31)	26 回	30 回
ちょこっとささえあい事業の実施	サポーター数	—	—	1,200 人
ボランティア団体などと協働した講座の満足度	受講者 アンケート	—	80%	90%

施策の方向 1 地域福祉活動の支援

「地域の絆の再生」を核に据えたつながりづくりを推進し、住民のウェルビーイングを向上させるため、住民が地域課題を主体的に把握し、解決にかなげられるよう、地域福祉活動の充実を図ります。また、各種活動を担う人材を育成するとともに、地区社協及び福祉委員会などの活動を周知します。

施策の方向 2 見守り活動の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民や団体などの協力を得て、困難を抱えた人を地域で見守る体制の充実を図ります。また、支援を必要とする人にいち早く対応できるよう、住民同士のあいさつや声かけを促進し、地域住民相互の「顔の見える関係」づくりを推進します。

施策の方向 3 集いの場の充実

高齢者、障害のある人、子育て中の親子など多様な地域住民が交流し、地域のつながりづくりや絆の再生を進められるよう、地域住民が交流できる場を充実させ、地域コミュニティの活性化を図ります。

施策の方向 4 防災・防犯対策の推進

「誰一人取り残さない防災」を目指し、自主防災組織の機能向上を図るとともに、避難行動要支援者の実態把握と個別避難計画の策定を進め、支援が必要な人への対策の強化と地域における防災力の向上を図ります。また、地域における防犯活動及び交通安全対策を充実させるとともに、各種団体や関係機関などとの連携を図り、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の方向 5 連携と協働の推進

地域生活課題の解決力と継続的な地域力の強化のため、住民、自治会などの地域団体だけでなく、ボランティア、NPO法人、企業など様々な分野を含めた団体同士が連携・協働し、さらなる活動の活性化や充実を図ります。

【成果指標】

指標項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合（非常に進んだ＋やや進んだ）	一般市民意識調査	16.9%	11.8%	17.0%
地域のつながりが強いと感じる割合（強い＋どちらかといえば強い）	一般市民意識調査	25.6%	19.4%	26.0%
民生委員・児童委員の認知度（委員も活動内容も知っている）	一般市民意識調査	10.2%	7.2%	10.0%
自主防災組織の認知度（名前も活動も知っている）	一般市民意識調査	27.1%	20.3%	27.0%

【年度目標】

指標項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
座談会の開催	地区数	—	3 地区 (※)	23 地区 (全地区)
民生委員・児童委員による訪問	回数	21,560 回	23,387 回	25,000 回
個別避難計画の策定	取組地区数	—	6 地区	23 地区 (全地区)

(※) 北部、中部、南部の 3 地区にて実施

基本目標 3 総合的な支援体制の充実 ―体制づくり―

施策の方向 1 福祉サービスに関する情報提供

様々な人々が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いて効果的に情報を発信するとともに内容の充実を図ります。

施策の方向 2 包括的な相談支援体制の構築

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じ、情報の提供や助言などを行う包括的な支援体制の整備に努め、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

施策の方向 3 公的なサービスの充実

高齢者や障害のある人などが、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自立した日常生活や社会生活が続けられるよう、福祉サービスを充実させるとともに、社会参加への促進を図ります。

施策の方向 4 誰もが住みやすい都市環境づくり

バリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設や道路の整備を進めるとともに、公共交通の充実を図り、生活環境の向上に注視した誰もが住みやすい都市環境づくりを進めます。

【成果指標】

指標項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合（非常に高い＋やや高い）	一般市民意識調査	20.9%	18.6%	21.0%
社会福祉協議会の認知度（名前も活動も知っている）	一般市民意識調査	15.4%	11.9%	16.0%
地域包括支援センターの認知度（名前も活動も知っている）	一般市民意識調査	16.5%	17.2%	18.0%

【年度目標】

項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
重層的支援体制整備事業の実施	—	—	未実施	実施

2 成年後見制度利用促進計画

(1) 計画策定の背景と目的

「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで入院・入所などの契約締結（身上保護）や財産管理などを行うことに不安のある人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行うことを目的とした制度です。

国は、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）を施行し、平成 29 年度から令和 3 年度までの第一期成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることとされました。

また、令和 4 年度から令和 8 年度までの第二期基本計画では、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

市町村においては、促進法第 14 条第 1 項で『成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める』こととされており、本計画は、この規定に基づき、成年後見制度利用促進に係る基本方針及び施策を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は、第 5 次刈谷市地域福祉計画にあわせて、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

(3) 現状と課題

これまでの本市における成年後見制度に関する取組としては、平成 27 年に「成年後見支援センター」が市社会福祉協議会に設置され、成年後見制度の利用に関する相談、手続支援、普及・啓発、法人後見の受任などの活動を進めてきました。地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、令和 5 年 4 月には、地域連携ネットワークのコーディネーターとしての役割を担う中核機関を、市と市社会福祉協議会が共同で設置しています。

市では、本人や配偶者、親族などによる審判請求が期待できない状況にある人について、市長が代わって審判請求するほか、成年後見制度の利用にあたり、その費用を負担することが困難な場合は、審判請求費用や後見人などの報酬、後見等監督人の報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。また、市社会福祉協議会では、他に適切な後見人などを得られないときに、法人として後見人などとなって支援を行っています。

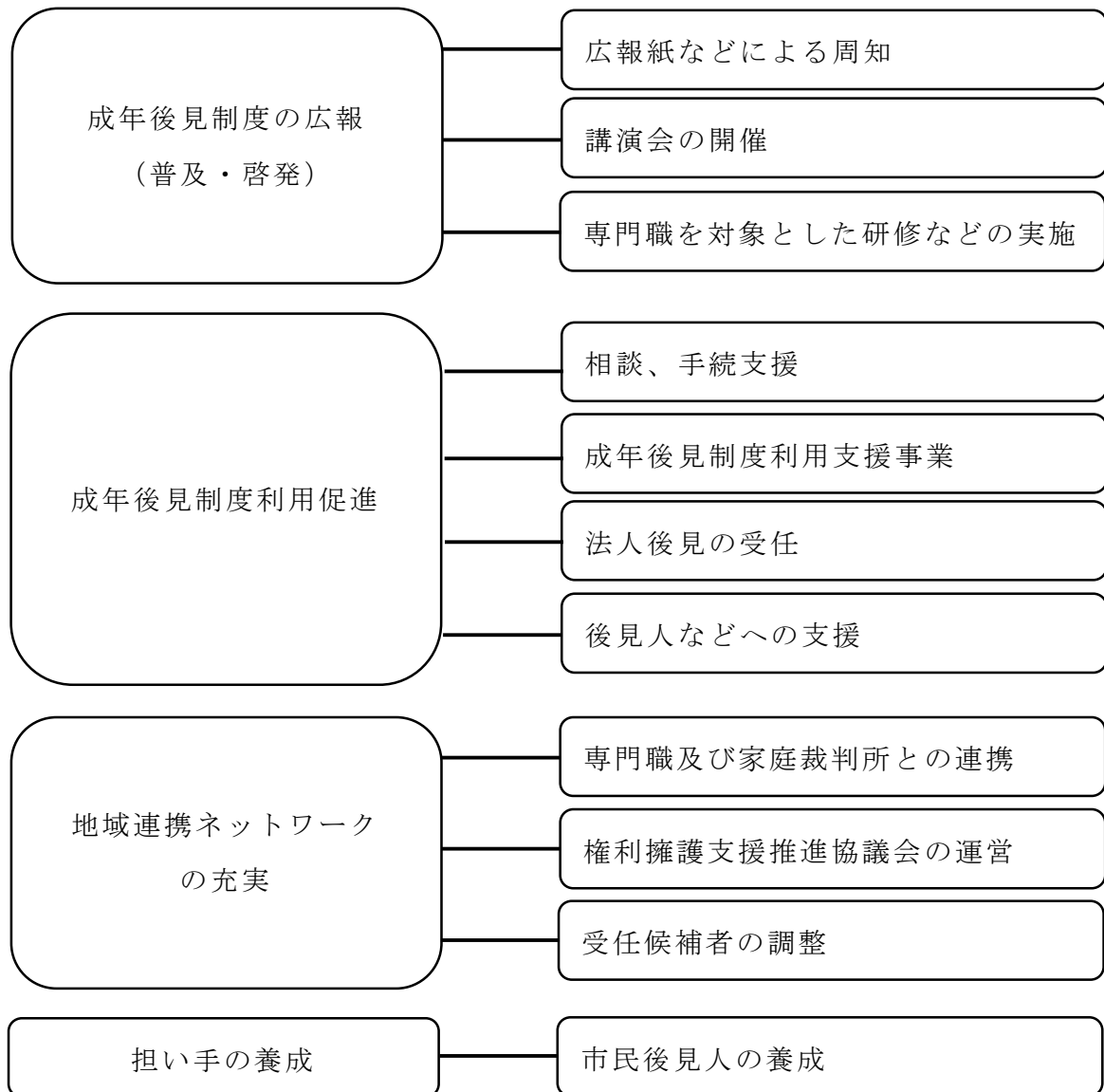
しかしながら、市民意識調査の結果では、成年後見制度と成年後見支援センターについて、「どちらも知らない」と回答した人の割合は 54.6%であったことから、その認知度をさらに向上する必要があります。

さらに、高齢者や知的障害者、精神障害者の人数は年々増加しており、成年後見制度の利用が必要な人についても同様に増加することが見込まれるため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職や市社会福祉協議会以外の後見人などの担い手として、市民後見人の養成、新たな法人後見団体の立ち上げ支援などにも取り組んでいく必要があります。

（４）施策の方向

成年後見制度の認知度を向上させるため、市の広報誌や市社会福祉協議会の機関紙、パンフレットなどにより広報するとともに、講演会の開催を通じて成年後見制度の普及・啓発を行います。また、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指します。

司法、医療、福祉などが連携し、成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを充実させるとともに、市民後見人などの担い手の養成に取り組めます。



3 再犯防止推進計画

(1) 計画策定の背景と目的

愛知県の刑法犯認知件数は平成 15 年にピークを迎え令和 4 年にはピーク時の約 2 割まで減少しています。一方で刑法犯検挙者に占める再犯者率は約 5 割に達しており、刈谷市においても約 5 割で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境、仕事や住む所がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられないなど地域で生活する上で困難を抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国が再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県及び市町村においても「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されました。

住民が安全で安心して暮らせる社会を構築するために、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が極めて重要な課題となっています。

(2) 計画の期間

計画の期間は、第 5 次刈谷市地域福祉計画にあわせて、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

(3) 施策の方向

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、次の①から⑤のとおり、関係機関などの連携強化と住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信について継続・拡充を目指します。

①就労・住居の確保

- ・犯罪や非行をした人に必要な情報の収集・公開に努め、生活困窮者自立支援制度に基づく事業など、各種支援につなぎます。

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・薬物乱用の危険性・有害性を周知するため、保護司会が高校で実施している薬物乱用防止講習会の開催の支援を行います。

③学校などと連携した非行防止活動

- ・更生保護女性会が作成する「愛の標語」を小中学校などに掲示し、非行防止の啓発活動を行います。

- ・生活困窮世帯の小中学生等に対し、原則毎週土曜日に、市内施設にて学習支援を実施します。
- ・学校に行けない状態またはその傾向がある子どもの社会的自立や学校復帰等を目的として、平日に市内施設にて「すこやか教室」を実施します。

④更生保護団体の活動の促進

- ・建設工事に係る総合評価落札方式での入札において、価格以外の評価項目の一つとして「企業の社会性・信頼性、市内活性化・貢献策」を設け、協力雇用主の登録がある場合などに加点することで、協力雇用主制度の普及を図ります。
- ・更生保護活動の拠点となる「刈谷保護区更生保護サポートセンター」の場所を提供し、運営や様々な更生保護活動への継続的な支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。

⑤広報啓発活動の推進

- ・犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、強調月間である7月を中心に「社会を明るくする運動」啓発活動を行います。